

## 被害体験

7 家族や家族以外の誰かに触られて嫌だったことが今までにあった？

(その少年が触られた場所に関して、特定化する質問をする)。

8 何か悪いことをしたときや、あるいはしなかったときでも、誰かがあなたを殴ったりしたことがこれまでにあった？誰に？どうなった？

面接のこの時点で、焦点は少年自身の被害体験に移る。少年の責任を強調するために、性非行を一通り調査した後で、少年自身の被害体験を調査する。

研究調査結果からも、臨床経験からも、身体的、感情的、そして性的な被害を含めて虐待の意味を広げる必要が強調されている。査定担当者は、性少年の過去に関して徹底的な調査を行う必要がある。少年はしばしば、虐待されてきたことを話したがらないし、本当は虐待である体験を虐待とわかっていないこともある。査定担当者は、少年に対して何が虐待かについて多くの例を示す必要がある。被虐待体験は、少年の性暴力行為の一因となっているかもしれないが、自らが行った非行に対して責任があるということは少年に対して、明らかにしておかなければならない。

## 性的関心

9 性行為についてどういうふうにした？

10 マスターベーションを始めたのは何歳のとき？今はどのくらいの頻度でやってる？

11 初めての性体験はいつ？

12 君の性的ファンタジーについて教えて。性非行とファンタジーとの関係を調べる。

もし少年が、子供との性行為をした認めたものの、マスターベーションをするのは、同年代以上の女性に関するファンタジーだけだと述べたら、「変ね。君は年上の女性のファンタジーでマスターベーションすると言うけど、性行為の相手は子供なのか。」と言い、本人の反応を見る。

13 マスターベーションをするときや性的に興奮したとき、どんなファンタジーしている？

14 マスターベーションをすることについてどう感じる？

15 君の他の性体験について教えて。

16 性的に興奮したときには、何をやる？

17 将来、性的欲求をどうやって満たすつもり？

18 非行を止めるために何をやるつもり？

次に少年の知識と経験を調査することにより、少年の性的関心に焦点を合わせる。基本的な性的知識（例えば、マスターベーション）、性的関係への態度、逸脱した性的価値観（例えば、自分より力の弱い者なら誰にでも性行為を要求してよい）、性欲を喚起する刺激（例えば、ポルノグラフィ）、ファンタジー、そして実際の性体験（例、最初の性体験）を調

べる。この情報により、逸脱した性的興奮のパターンについていくらか知ることができる。

査定担当者は少年の自殺願望のサインを注意深く監視しなければならない。被害体験を受けてから聞がないため、高い自殺の危険性を示す少年もいる。もし、査定担当者が、少年が自殺を考えているというサインを観察したら、すぐに上司と相談し、少年がそれらの衝動を実行に移すのを防ぐために手をうたなければならない。

残された査定領域は、社会的・地域的機能に焦点をあてることである。すなわち、家族、仲間との関係、余暇活動、学校、そして薬物乱用とその他の非行である。これらの情報によって、予後、処分、そして治療計画の立案に必要な少年の生活に関する長所と弱点が全体的にできる。

### **社会関係に関する質問**

- 1 暇な時、何して遊んでいる？
- 2 親友は誰？なぜ彼／彼女は親友なの？
- 3 友達と集まって遊ぶ？
- 4 集まって何して遊ぶの？
- 5 しょっちゅう集まっているの？
- 6 集まろうって誰が決めるの？
- 7 友達は何歳？
- 8 女の子との仲はどう？
- 9 年下の子供との仲はどう？
- 10 両親は君の友達についてどのように感じてる？
- 11 君が友達を家に連れてくることを両親は認めてくれる？
- 12 よく喧嘩する？どうして喧嘩になるの？どのくらいの割合で起こるの？
- 13 怒ったときは、どういうふうに表示する？
- 14 他の少年にいじめられる？
- 15 同世代の子供との関係はどう？

### **一般的な質問**

- 1 他の非行で警察のお世話になったことが今までにある？（非行歴）
- 2 君のアルコール、違法な薬物の乱用について教えて。（使用量と頻度についてきちんと質問をする。）
- 3 最近2年間の学校生活はどう？成績は？先生との関係は？学校に関連した問題は？
- 4 両親との関係はどう？（両親、養父母、親の内縁関係者）
- 5 家族の中で一番親しいのは誰？
- 6 家族の中で誰が一番厳しい？
- 7 躰け方はどんなふう？

## (2) 治療への方向づけ

治療への方向づけを、この後開始する。少年に以下のことを教える。

- 1 性非行は、アルコール依存のように一生の問題である。
- 2 性非行は、被害者に対して、その時もそしておそらく一生ひどい悪影響を及ぼす。
- 3 逮捕されて、自分の性非行をなんとかしなければならなくなったことは幸運である。
- 4 捕まった後で、あるいはやってしまった後で、もうやらないと皆思う。でも実際には、性非行のための治療を受けないと性非行のパターンは続く。
- 5 性非行者の得意な防衛機制（否認、最小化、虚言）を説明する。そうすることによって少年の査定担当者をはぐらかす試み（例えば、話題を変える）を言い当て、主導権を握る。
- 6 突然「むらむらっときて飛びついた」といくら本人が言っても、性非行は決して衝動的な行動ではない。
- 7 治療の中心は、自分の非行の原因と再犯をする危険がある環境を理解すること、および彼が変えなければならない思考パターンや行動を特定することである。

## (3) 信頼関係の確立

査定の間、少年と信頼関係を確立するよう努力する。信頼関係を確立することは査定面接と矛盾しない。信頼関係を発展させるためには以下の方法がある。(1) 援助の申し出をする、(2) 性非行者としての少年と人間としての少年とを区別する（少年に対し彼が性非行者であることを説明するが、性非行と関係ないよい特徴にも光をあてる）、(3) 面接が不安を引き起こすことを認めつつ、質問を続ける、(4) 少年が自分の非行を明らかにしたときは敬意を表する。

## 性非行少年との面接における注意事項

性非行少年と面接する際犯しやすい失敗は以下の3つである。

### 1 査定担当者が面接の主導権を失い、少年が主導権を握ることを許してしまう。

主導権を握ると、少年は自分の非行を話し合うことを避ける。主導権を失う原因はたくさんある。少年に対する恐れ；面接に先立つ、犯行についての正確で、裏付けとなるデータが不足している；性的な、又は性非行に特有の問題について話し合うことへの不快感；少年に対する敵意；少年に対する同情；自信の欠如、又は面接を行うための訓練の不足などである。例えば、少年の暴力を用いた強姦についての話しと面接中の彼の行動によって、女性のセラピストが最初の面接で脅されてしまうことがあった。その少年は、面接者を脅すような様々な非言語的な方法（例えば、強姦について話すとき面接者をじろじろ見る）を使って主導権を握った。彼女は不安になり、その面接を早々に終わらせた。

## 2 査定担当者が、より詳細な調査をしようとせずに、答えを持っていると思い込む。

非行少年は、査定担当者が促しても最小限の情報しか与えない。同じ質問を繰り返さなければならない。「忘れた」、「思い出せない」、「彼女には1回触っただけだ」などといった答えを受け入れてはならない。査定担当者の中にある多くの要因が、決め付けの一助となる（例えば、訓練不足、少年の答え方に関する欲求不満等）。

査定担当者は、継続的に少年の応答と応答の仕方を検討し、それに挑まねばならない。例えば、あるケースでは、少年の暴行に関する質問に対して、少年が最小限の情報しか提供しなかったり、「思い出せません。記憶力が悪いのです。だいぶ昔のことなので、これだけしか思い出せません」と述べるような応答をし続けた。この少年と面接した他の人々からの報告書によると、彼はいつもこのやり方で成功しており、非行についての情報は、ほとんど得られていなかった。誰も彼に彼の行為と直面させることができなかつたのである。そういった際は、面接を中断し、少年に彼の応答の仕方はうまくいかないということを話し、もしこういうやり方を続けるならば、それを彼が危険な少年であるサインとして受け取り、自分たちの意見を家庭裁判所に知らせるということを話す。5分間彼を面接室に一人で置いて、面接を再開すると、彼はより協力的となり、急に記憶がよくなったりする。

## 3 査定担当者が、同情的になって、少年に味方する。

少年が性的に虐待されてきたという事実を知り、少年を気の毒に感じる臨床家がいる。深刻な虐待であればあるほど、彼らはその少年に同情し、性非行に関する少年の責任がより少ないと感じる。性非行少年がある種の伝染病にかかっているかのように対応し、彼らを隔離しておきたがる臨床家もいる。最も有効な方策は、性少年に関する理論と査定 of the 過程について幅広い訓練を受け、査定 of the 二重の役割（社会防衛と少年の治療）を理解し、相談できる同僚を持つことによって、中立性を保つことである。

## 性非行少年に特徴的な思考の誤り

性非行少年の思考の誤りには、以下のようなものが多く見られる(Ross, J. 1994)。これらを見抜き、通用しないことを悟らせることが、面接で事実を把握するのに有効であるし、少年がこれに気づいて思考の誤りを正していくことが治療につながる。

(比較的消極的な操作)

最小化 行動を重要でない、あるいはたいしたことではないと思わせる。

正当化 自分の行動を問題なく思わせるために、性非行者がその理由を説明する仕方である。行動は認めるが、間違っただけだったとする。

言い訳 行動を避けるための説明を見いだそうとするやり方である。誰かが本人の行動に関する責任をとらせようとする時、これがなされる。

はぐらかし 何かを正直に話すのを避けるために、わざとあいまいにすることである。実際には何も言わずに、自分を良く見せようとするやり方である。

(積極的な操作)

すりかえ これは話しの焦点を自分の行動から、他の何かに変えることである。少年の行動から注意をそらさせようとするパワープレイである。聞かれたことには答えず、違うことに答える。

他罰 自分の行動あるいは問題に関して、他の人に責任があるかのようにする。問題を解決しない口実である。問題の「原因」として、誰かに怒りをぶつける方法でもある。他罰は自分から焦点をそらせ、ほかの誰かにそれを向ける。他罰は、ほかの誰かを踏み台にして、自身を優位しようとする方法である。

パワープレイ 他人たちを脅迫し、降参させようとする試み。うまくいかない時、状況を支配しているふりをする事、および問題解決を避けるために使われる。

嘘 嘘をつくことは他人たちを混乱させ、責任を避け、他のものを馬鹿にするために使われる。嘘は、実際に何が起きているかについて他の人が不確かであるようにさせる。3つの方法がある。本当でないことをでっちあげる。真実の一部を抜かす。本当は同意していないのにしたかのように思わせる。

ごまかし これは誰か権威者を、騙したり、馬鹿にしたりして、やりこめることである。その気もないのに、もっともらしいことを言うか、そうしますと言う。わざと人を失望させる方法で振る舞ったり、彼らをはっきりさせる。他を踏み台にして自分を強く見せ、他人たちを争わせることによってそれを行うのである。

怒り 怒りは彼らが最もしばしば表現する感情である。多くの場合怒りは本物ではなく、他人たちを試し、コントロールするため、そして自分の欲求を押し通すために使われる。怒りは、癩癩、人を殴ること、責めること、だんまり、脅しとパワープレイによって表現される。

犠牲者のふり 犠牲者を演ずる目的は、自分の有害あるいは不適当な行動を正当化しつつ、他人たちをコントロールすることである。それはパワープレイとして、あるいは他人たちに仕返しをするために使われる。その裏に有る考えは「もし俺が俺の欲しいものを手に入れられないなら、俺は犠牲者である」ということである。彼らは、自分の行動に関する責任を避け、他のものに責任を負わせて、問題解決への取り組みを避けるため、あるいは他のものを騙すために犠牲者を演ずる。他人たちに責任があると感じさせ、自分ではどうしようもなかったと思わせるためにこの役割を演ずる。

見せかけ 自分を良く見せるためなら何でも利用する。人を貶めたり、馬鹿にしたりもする。何か気に入らないことは自分への侮辱と受け止める。

おためごかし 他人たちに対して親切であるかのように見せかけ、人が自分に借りがあるように感じるよう操る。良くない理由で良いことをする。実際には助けるために助けているのではない。

(内的操作)

夢の世界に生きる これは、自分がそう望からそうなんだ、あるいは、そうなるんだと信じることである。これは、事実に基づいて行動するより、欲求に基づいて行動させる。

**特権意識** これは、自分が特別で、他の人とは違うので、規則は自分に当てはまらない、あるいはあてはめるべきではないという信念である。これは、他の人たちを無視し、人の言うことを聞かないことを容易にさせる。誰も自分を理解しないし、誰も俺に何をすべきか言うことはできないとする。

**思い込み** 他の人たちが何を感じ、考え、行うかを、事実をチェックしないで、知っていると思ふこと。これは、自分自身に、他の人が何をしようとしているか、あるいはどのように反応しようとしているか「知っている」と言って、良くない行動に対して弁解する時に用いられる。行動に対する責任をとらないことを容易にさせる。

**何も問題ない** 良かろうと悪かろうと、自分の行動は全て何も問題がないと思う。自分は良い人であると信じており、彼がする全ては何も問題はない。虐待的、あるいは卑劣な行為は、行うか、得るか、勝つか、所有するか、あるいはコントロールするのに値するので当然と考える。

#### 4 心理テスト、身体所見等の客観的情報の収集

通常の査定手続きに準ずる。

#### 5 家庭に関する情報の収集

家庭に関しては以下の情報が必要である。

- 1 その性非行に関する両親の認識
- 2 少年の状況（例えば、学校、兄弟関係）に関する両親の説明
- 3 両親の役割（例えば、家庭内における各々の親の役割）
- 4 夫婦関係
- 5 核家族内と拡大家族内の（身体的、性的）虐待歴
- 6 家族内での物質乱用
- 7 査定・治療に対する両親の態度

査定過程の一部として、性非行少年の両親や養育者（例えば、里親）に面接することは非常に有益である。少年との面接同様、保護者との面接も3つの目的を持っている。すなわち、信頼関係を確立し始めること、治療に方向づけること、そして、データを収集することである。少年の治療方針は、少年と被害者の関係（例えば、近親姦か家族外か）に影響される。核家族の一員を虐待した少年は、家庭から切り離されなければならない。

##### (1) 信頼関係の確立

両親と協力関係を確立することが最初の課題であり、治療は査定過程から始まっている。初めに、ともに深刻な問題を変化させるのを助けることが役割であることを両親に説明する。性非行少年の扱いにおいて専門的技術を持っていることを両親に強調することは重要である。これにより、治療機関への信頼感が確立され、その非行の重大性が強調される。

##### (2) 治療への方向付け

両親は、性非行に関してほとんど理解しておらず、多くの誤った認識をしている。彼らは、作り話を信じ、我が子の行為の重大さを最小化しようとする。性非行に関する両親の考えを知ることは、両親が治療にどのくらい協力的になりうるかを判断することや、治療に両親を導入するのに役立つ。査定担当者は、以下の情報を提供する。その少年の心理、被害体験、監督する上での両親の役割、治療契約である。

### (3) 面接の内容

両親が、何が起きたと信じており、我が子の行為に対してどのような態度をとっているかを理解することを目標とする。両親が、我が子の性的暴行を最小化し合理化する程度は、社会内でその子を監視する両親の意欲と、彼の治療を受け入れる気持ちに影響する。

次に、核家族と拡大家族内の性的、身体的、そして物質的な虐待歴を調べる。性的虐待を調査するときには、以下の要因を考慮する必要がある。

- 1 世代間にわたる虐待であるのか？
- 2 核家族内、あるいは拡大家族内に他の虐待があったなら、それはどのように扱われたのか？家族はそれを他に明かしたか、治療を受けたか？初期の虐待に対する両親の対処方法は、非行にどのように対処するかに影響するであろう。
- 3 親の過去の性的被害体験や非行は、彼又は彼女が、どのように非行少年としての我が子に関わるかに影響するであろう。
- 4 その少年が家族を虐待していたときは、両親は被害者を守ることが要求される。その能力は、彼らの過去の被害体験や非行歴に影響されるであろう。
- 5 もし、査定担当者が、家族内で現在も性的虐待が起こっているという疑いを持ったなら、少年を含むすべての子供を保護することを優先する。

少年の家族には、身体的な虐待の歴史があることがしばしばである。身体的虐待の指標は、両親がどのように子供をしつけ、夫婦の葛藤に対処し、怒りを表現するのかを評価することによって得られる。身体的虐待がある家庭に育つことは、少年が自分自身の怒りや力と統制の問題を扱う方法に影響を与えるであろう。

両親のライフスタイルも少年に強い影響を与える。物質乱用（含む飲酒）、社会的ネットワーク、そして職業歴を調べる必要がある。常習的な物質乱用が存在する家族では、両親の性的虐待を扱う能力はかなり損なわれている（例えば、両親は少年に制限を課すことができない）。社会的に孤立した家族は、自尊心が低く、社会的スキルが乏しく、援助を求めするために地域社会の中へ出て行こうとはしたがらない子供を作り出す傾向がある。

両親は、少年の社会、地域、そして学校における状況についての情報源でもある。査定担当者は、少年の供述を確かめたり、その少年への両親の関わりを評価したり（例えば、「一方の親が、もう一方の親よりもその少年に密着しているか？」）、我が子に対する両親の意見や感情（例えば、我が子はうまくやっている／大丈夫である／失敗者であると考えているか？）を識別するために、この情報を使うことができる。

治療過程を通して、両親は権威者の役割を引き受けるよう要求される。査定担当者は、

主に子育てをしてきた人物は誰か、子供を育てるときに両親はどのように影響し合ったか、どのように躰けたのか、変化させるためにどのように子供を勇気づけ、動機づけたのかを確認する必要がある。

家族関係を評価するときには、夫婦関係も評価している。両親は、どのように影響し合っているか？彼らはどのように意見の不一致を取り扱っているか？力の均衡はどうか？これらのデータは、両親を一緒に、あるいは個別に面接することによって手に入れることができる。両親との面接を通して、査定担当者は、治療に対する両親の姿勢についての情報を得る必要がある。すすんで治療に関与したいという両親の気持ちは、その少年の処分を決定する変数の一つとなる。

両親との面接には以下の半構造化面接を用いると良い。

## 両親に対する半構造化面接

一般的には、両親一緒に面接する。査定担当者は、一方の親が話し合いの主導権を握っているかどうかを判断する必要がある。その場合は、一人の親と話をする間、他方の親には、アンケートや質問紙に記入するよう頼む。その親が記入し終わったら、今度はもう一人の親に記入してもらう。そうすればそれぞれ話を聞くことも可能である。

### 両親と家族に関する一般的な情報

家族に関する一般的な情報を収集するため、また信頼関係を確立するために、はじめに一般的な質問をする。

- 1 現在の住所にはどのくらい住んでいますか？
- 2 子供は何人いますか？彼らの名前は何ですか？  
(注釈：これらの質問は、いくつかの別の質問なりうる)
- 3 職業は何ですか？(注釈：これから、両親の教育歴や経済状況をアセスメントする)

### その犯罪に関する両親の説明

- 1 あなたの息子さんが行った性非行について、あなた自身の言葉で説明してください。  
(ここで、査定担当者は、息子の犯罪を否認したり、犯罪の重大さを最小化したり、被害者を非難するといった両親の傾向に注意をすること。両親間の態度の違いにも注意する必要がある。)
- 2 その犯罪を知ったときのあなたの反応はどうでしたか？息子さんに対するあなたの反応はどうでしたか？その犯罪のことを誰に話しましたか(例えば、核家族や拡大家族のメンバー、友人、被害者になりうる人)？
- 3 息子さんの査定所入所は、あなたにどのような影響を及ぼしていますか？(各々の親に尋ねる。)



- 4 あなたの家族は、どのような影響を受けましたか？ 家族のメンバーは、（本人に対して）どのように反応していますか？（家庭内の虐待の場合、家族のメンバーが被害者に対してどのように反応しているのかを確実に尋ねること。）
- 5 息子さんの性非行を知ってから、息子さんに対してどのように感じていますか？
- 6 その犯罪は、被害者に対してどのような影響を与えていますか？
- 7 息子さんが再犯をしないために、息子さんをどのように指導監督しますか？
- 8 息子さんが性非行をするかもしれないという危険信号はありますか？今振り返ってみて、初期の危険信号だったと思われる出来事がありましたか？
- 9 夫婦や家族として息子さんの治療に参加したいですか？
- 10 息子さんが本件に対処し、再犯をしないことを学ぶことをあなたは援助できると思いますか？

### **少年に関する一般的な情報**

- 1 息子さんについて教えてください。
- 2 彼は他の家族との仲はどうですか？
- 3 彼は学校についてどのように感じていますか？彼の成績はどうですか？先生との関係はどうですか？
- 4 息子さんの友人（男女）について教えてください。彼には親友がいますか？どのくらい友人と一緒にいますか？友人はどのような人ですか？女の子との仲はどうですか？ガールフレンドがいたことがありますか？
- 5 息子さんはどのようにして性行為について知りましたか？
- 6 何をするのを息子さんは楽しみますか（スポーツ、クラブ、趣味、運動、など）？
- 7 息子さんは、これまで働いたことがありますか？
- 8 彼は、これまでに奉仕活動をしたことがありますか？
- 9 彼は、これまでに近所の人と問題を起こしたことがありますか？
- 10 彼は、今回の事件の前に、児相／警察／裁判所の世話になったことがありますか？もしあるなら、何をしたのですか？あなたはそれにどのように対応しましたか？
- 11 兄弟姉妹との仲はどうですか？
- 12 彼は、以前に兄弟姉妹をいじめたり、使い走りにしたことがありますか？もしあれば、彼はどのようにしてそれを行い、あなたはそれにどのように対処したのですか？
- 13 彼は、兄弟姉妹からいじめられたことがありますか？もしあれば、彼はどのようにそれに対処し、あなたはこの問題に対してどのようなアプローチをとったのですか？
- 14 家族の中で彼に一番親しいのは誰ですか？
- 15 彼と一番疎遠なのは誰ですか？
- 16 彼が悲しんでいた、落ち込んでいるとき、どのように彼を励ましますか？

## 両親の協力関係／夫婦関係

- 1 家族の中でどのように躰をしていますか？
- 2 どちらが主に躰をしますか？
- 3 もしその躰に反対の場合はどうしますか？
- 4 本人は、誰の言うことを最もよく聞きますか？
- 5 家族はどんなことを一緒にやりますか？
- 6 少年は、それに参加しますか？
- 7 家族でくつろぐのはどのようなときですか？（例えば、食事、寝る前、宿題をやる時。）
- 8 子供と離れて夫婦だけで過ごす時間はどれくらいありますか？何か共通の趣味や関心はありますか？

## 性的、身体的、心理的虐待歴

### 性的虐待

- 1 あなたの知っている範囲で、少年が誰かに（例えば、家族のメンバー、ベビーシッター）によって不適切に触られたり、性的行為をされたことが今までにありましたか？
- 2 あなたあるいは家族の誰かが性的虐待を受けたことはありますか？（もし、両親があったと言えば、家族の反応がどのようなものであったかを尋ねる。）
- 3 その虐待が発覚したとき、あなたは何をしましたか？（又は、両親の実家における虐待であれば）責任ある大人は何をしましたか？
- 4 その被害者は援助や治療を受けましたか？
- 5 その犯罪者は訴えられましたか？治療を受けましたか？
- 6 あなたはこれまでに性的、身体的虐待の被害者になったことがありますか？

### 身体的虐待

核家族内における身体的虐待の有無は、躰の方法に関する質問に対しての両親の反応に注目することでわかることがある。担当者が、両親の一方が虐待的であるが、もう一方は思い切って話せないということに感づくことがある。このようなときには、2人と個別に面接することが重要である。

### 物質乱用

物質乱用に関する直接的な質問には正直に答えてもらえないかもしれないが、これまでの面接における両親の反応から、多くの関係した情報を集めることができる。アルコール依存や薬物依存の家族については、児童相談所や福祉事務所が知っていることがよくある。さらに、両親の社会生活、彼らが葛藤を扱う方法、彼らの職業生活の成功は、物質乱用に影響されているだろう。

## 6 データの分析 (判定会議)

### (1) 危険性の査定

査定担当者の主要な課題の一つは、少年の再犯危険性を査定することである。以下のリストをチェックせよ。ただし標準化されたデータがあるわけではない。一つの目安として利用すること。

チェック	低 危 険 性	高 危 険 性	チェック
	被害者が一人である。	一人の被害者に複数回の加害を加えているか、複数の被害者がいる。	
	暴力を使っていない。	腕力、武器、もしくは暴力の脅しを使っている。	
	犯罪に関して強迫的でない。	犯罪に関して強迫的である（例えば犯罪をテーマとするファンタジー）。	
	被害者の抵抗や苦痛の表明に対して犯罪をやめている。	被害者の抵抗を無視している。	
	犯罪の範囲が狭い（1種類の性非行を1回だけ等）。	犯罪の範囲が広い。	
	逮捕は始めてである。	性非行での逮捕歴がある。	
	犯罪のパターンがエスカレートしていない。	犯罪のパターンがエスカレートしている。（頻度、手口等）	
	告訴後犯行がとまっている。	告訴後の犯行が続いている。	
	性非行の治療を受けたことがない。	性非行の治療を受けたことがある。	
	犯罪を行ったことを認めている。	犯行を否認している。	
	犯行の責任を認めている。	被害者に責任を押し付けている。	
	被害者にいくらかの共感を示している。	被害者にどのような悪影響を与えたかを考えない。	
	性非行が法的、道徳的に悪いことだと理解している。	性非行が悪い理由を理解していない。	
	性非行について素直に話す。	性非行に関する事実を隠そうとする。	
	再犯防止に関する考えがある。	再犯防止策がほとんどない。	

<p>自分が変化するには援助が必要だということを理解している。</p> <p>性に対する価値観や態度が柔軟である。</p> <p>粗暴，身体攻撃行動がない。</p> <p>物質乱用歴がない。</p> <p>被虐待体験がない。</p> <p>放火あるいは動物いじめをしたことがない。</p> <p>非行歴がほとんどない。</p> <p>感情に気づいていて，それを表現する必要があると感じている。</p> <p>社会的技能がある。</p> <p>その他の問題がない。</p> <p>査定に協力的である。</p> <p>地域社会につながっている。</p> <p>両親が犯罪の責任が息子にあると考えている。</p> <p>家族はそれなりにうまくいっている。</p> <p>家族が本人の更生に協力的である。</p> <p>両親および同胞に被虐待歴がない。</p>	<p>治療を受けることに抵抗を示している。</p> <p>性に関する価値観や態度が頑なで変化しがたい。</p> <p>身体的攻撃行動歴がある。</p> <p>物質乱用歴がある。</p> <p>被虐待体験がある。</p> <p>放火あるいは動物いじめをしたことがある。</p> <p>非行歴がある。</p> <p>感情を抑え込むことで処理しようとする。感情に気づいていない。</p> <p>社会的技能が乏しい。</p> <p>その他の問題（精神病等）がない。</p> <p>査定に抵抗する。</p> <p>地域社会に仲間がなく，孤立している。</p> <p>両親が防衛的で息子の犯罪の事実を受け入れようとしない。</p> <p>家族は機能していないか，多くの問題を抱えている。</p> <p>家族は本人の更生に協力的ではない。</p> <p>両親および同胞に被虐待歴がある。</p>
--	--

## (2) 治療方針の策定

査定担当は，関連するすべての情報を収集し，再犯危険性を判断し，治療方針策定のための会議に諮る。

査定結果に盛り込むべき内容は以下のとおりである。この少年の再犯可能性はどうか？その少年は治療による変化の可能性はあるか？在宅治療か収容治療か？査定結果をまとめる際には，検査者が合理的に判断したり，実証できないことを主張するのは避けるべきで

ある。

### **再犯の危険性**

「危険性チェックリスト」が、少年が再犯する危険性に関する必要な情報をすべて集めたかどうかを確認するのに役立つ。危険性の判断は慎重に行うべきである。重要な因子は、その非行の攻撃性の程度、非行の頻度、性的に逸脱した刺激に対する興奮の程度、直面化への耐性非行歴、他の問題行動、保護者の指導監督力である。

### **治療によって変化する可能性**

検査者は、その少年が治療に応じるかどうかを決定する必要がある。すべての性非行少年が治療に応じるわけではない。そして、たとえば司法手続き後でさえ犯行を否認している者は、治療には不適切である。その場合は、まず被害者と社会の安全を確保する手立てを考えるべきである。

この可能性を評価する際には、個人、家族、そして環境を査定する必要がある。個人については、治療への動機づけ、自我防衛の硬さ、そして内的資質を見る。両親は、我が子の行為が道徳的にも法律的にも間違っていたということを認識する必要がある。我が子の行動に制限を設け、治療に協力することを望まなければならない。もし、家族が治療に協力的でなければ、より強力な介入を要するかもしれない。

治療しないことを勧告することに抵抗を感じる臨床家もいるが、不適切な治療勧告は少年にとっても社会にとっても有害でありうることもあることを認識することが重要である。

治療しないという決定から生じる利益は以下のとおりである。

- 1 見せかけの治療を回避する。
- 2 より適切な時期まで治療を遅らせる。
- 3 本人と治療者が時間、努力、そして金を浪費することを防げる。

### **治療方針策定に関するガイドライン**

在宅での治療中心か、司法手続きもやむをえないかは、性非行者の行為の危険性による。査定担当者は、「その少年は地域社会にいても大丈夫か？」を考えなければならない。その際に、担当者は、その少年にとって何が最善なのかを考えるのと同様に、社会にとって何が最善なのかを考えなければならない。危険性の高い少年は、その反社会的な行動に十分な統制を及ぼすことができる司法手続きに移すか、適切な施設内で生活しなければならない。

以下の行動が認められる少年は、強力な司法的統制が必要である。

- 1 非行は認めているが、暴力的である。
- 2 複数の被害者がいる。
- 3 被害者の苦痛を軽視する態度を示す。
- 4 非行の頻度や攻撃のタイプと程度がエスカレートしている。
- 5 非行性が進んでいる。

- 6 社会内治療を受けているにもかかわらず、非行を続けていた。
- 7 家族や地域社会の援助ネットワークがない。

以下のときは、社会内での治療が可能である。

- 1 性非行が暴力的ではない。
- 2 性的嗜好は、奇怪なもしくは儀式的な対人行為（例えば、SM）を含んでいない。
- 3 その性非行が、最初の非行で、他の非行歴特に粗暴非行歴がない。
- 4 精神障害がない。
- 5 自分の非行を認め、治療への動機づけが高い。
- 6 本人に自分の生活を管理するための十分な社会的、知的、心理的資質と技術がある。

## 7 報告書の作成

査定担当者は、情報をすべて集積した後で、それを治療に役立つようにまとめて提出する。以下のような内容が記載されると考えられる。

- 1 非行の詳細（被害者と少年の年齢の違い、二者の人間関係、性行為の種類、強制や暴力の使用）
- 2 他の性非行歴
- 3 性的ファンタジーを含む性体験歴
- 4 被害経験
- 5 個人的な関心事とその強さの程度
- 6 家族関係
- 7 仲間との関係
- 8 精神状況との関係
- 9 性非行に対する両親の反応
- 10 夫婦関係
- 11 地域社会への危険性

### （引用・参考文献）

Perry, G. & Orchard, J. (1992). Assessment & treatment of adolescent sex offenders. Professional Resource Press; Florida

藤岡淳子（1999）反社会性人格障害の精神療法 福島章・町沢静夫編『人格障害の精神療法』金剛出版

Ross, J. (1994). Thinking error of sexual offenders. 第 105 回米国心理学会大会配布資料  
米国精神医学会編 高橋・大野・染矢訳（1996）『DSM-IV 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院

## 児童相談所における非行相談に関する全国調査について

分担研究者 犬塚峰子<sup>1)</sup>

研究協力者 野田正人<sup>2)</sup> 才村真理<sup>3)</sup> 平戸ルリ子<sup>4)</sup> 飯山幸雄<sup>1)</sup> 鈴木 昭<sup>1)</sup>

印出井達夫<sup>5)</sup> 景山 孝<sup>6)</sup> 上川光治<sup>7)</sup>

1) 東京都児童相談センター 2) 立命館大学産業社会学部 3) 帝塚山大学心理福祉学部

4) 東京家政大学文学部 5) 北児童相談所 6) 立川児童相談所 7) 足立児童相談所

### 研究要旨：

児童相談所の非行相談の現状と課題を明らかにすることと、養育者の変更、養育者からの虐待などの養育上の問題と非行との関連を明らかにすることを目的として、平成 16 年 10 月に全国 182 ヶ所の児童相談所に対して 2 種類（個別調査、機関調査）のアンケート調査を行った。個別調査は平成 15 年度に非行相談として受理した子ども全員を対象とし、10973 人の子どもについて有効回答を得た。中学生年代が 7 割を占め、85%の子どもが心理的・精神的問題を抱え、2 割が ADHD などの精神医学的障害と診断されていた。ひとり親家庭が 4 割を占め、半数が養育者の変更を経験し、3 割が虐待を受けていて、不適切な養育環境の関与が示唆された。こういった養育環境の問題を抱える子どもは初発非行年齢が低く、高率に心理的・精神的問題を抱え援助による改善率が低いという傾向が窺われた。次年度には詳しい分析を試み、児童相談所における非行対策についても検討する予定である。

### A. 研究目的

本研究は、児童相談所の非行相談の現状と課題を明らかにすることと、早期からの養育者の変更、養育者からの虐待などの養育上の問題と非行との関連を明らかにすることを目的とする。

### B. 研究方法

#### 1. 調査対象

##### (1) 個別調査

平成 16 年 10 月に、全国の児童相談所（182 ヶ所）において平成 15 年度に非行相談として受理した子ども全員を対象として、担当児童福祉司が記入する形のアンケート調査を行い、168 ヶ所（92.3%）から回答があった。そのうち無効回答を除いた 10973 人の子ども（男子 6915 人；63%、

女子 3887 人；35%、《無回答 171 人》）を調査対象とした。

##### (2) 機関調査

同じく平成 16 年 10 月に全国の児童相談所に対して非行相談全般の傾向や体制などについてのアンケート調査を行い、174 ヶ所の児童相談所から回答が得られた。回収率は 95.6%であった。

#### 2. 調査内容

##### (1) 個別調査

###### ①非行相談の概要

非行内容、集団化傾向、非行の場所、相談経路、処遇内容、平成 14 年度以前の相談内容などを質問した。

###### ②児童と家族の属性・状況

家族構成、家庭の経済状態、子どもの知的能力、心理的・精神的傾向、精神疾患の診断の有無など子どもと家族の特性が明らかになるような質問を行った。

### ③生育歴

入所型施設の入所経験、養育者の変更の有無、回数、初発非行年齢・非行内容、保護者の養育態度、子どもの親に対する態度、虐待歴の有無、暴力（被害・加害）の経験の有無などの養育環境の問題や被害・加害体験について調査した。

### ④地域との連携

学校との連携状況、連携の有効な協力機関の把握を目的とした質問を行った。

### ⑤現在の状況

施設入所の有無、調査時点での処遇状況、援助の効果について調査した。

### ⑥非行対応への課題

非行要因、困難さ、必要な機能など、非行対応における課題についての質問を行なった。

## (2) 機関調査

非行相談の対応体制、受理状況、困難性、非行要因、児童自立支援施設との協力関係、リービングケア・アフターケアの取り組み状況などを調査した。

（倫理面への配慮）

本調査は、すべて統計的に処理され、個人情報が出ないよう十分に配慮して行なっている。

## C. 調査結果

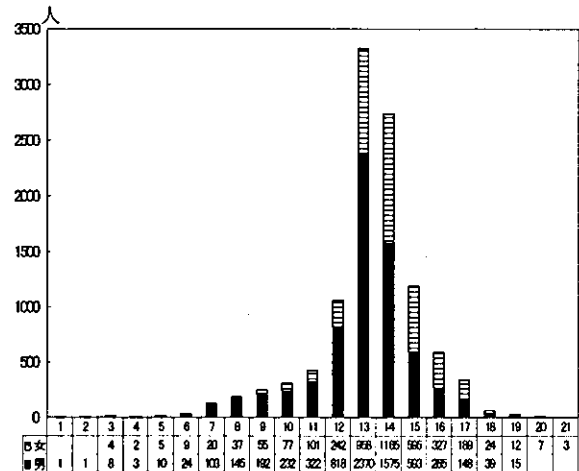
本調査は、平成16年10月に行なったが、回収が大幅に遅れ、平成17年1月末にデータが揃ったところである。そのため、詳しい分析は次年度に譲り、今回は個別調査について、主に単純集計の分析から得られた大まかな傾向を示した。

### 1. 子どもと家族の状況

#### (1) 年齢・性別

調査対象児は、1歳から21歳までに及び、13歳で急増してピークを成し、中学生年代が全体の約7割を占めている（グラフ1）。

男子は女子の約1.8倍で、男子の平均年齢は（13.0±2.0）歳、女子の平均年齢は（13.8±1.9）歳で、女子の方が高かった。



グラフ1 年齢別・男女別調査対象児(2)

## (2) 非行について

### ①非行内容

全体を見ると、「盗み」が一番多く対象児の約半数にみられ、次いで「家出外泊」が約3割、「不良交友」が1/4弱と続く（グラフ2）。

年齢区分別にみると、就学前、小学生の非行では「盗み」の確率が高い。小学生では「放火（火遊びも含む）」件数が他の年代と比して多く、全件数の約6割が小学生であった。

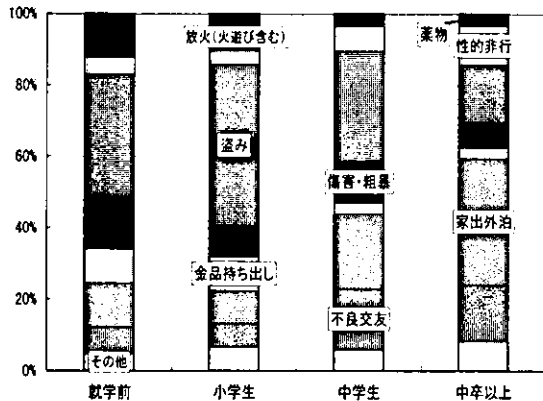
中学生年代では、放火を除いてどの非行も抜きん出て多い数であるが、「盗み」に続いて「家出外泊」、「不良交友」「傷害・粗暴」「性的非行」が多かった。中卒以上では「家出・外泊」が占める割合が一番高く、「盗み」「不良交友」「性的非行」がこれに続いた。14歳以上の犯罪少年に対しては児童相談所が関与することが少ないため、「ぐ犯行為」が多くなっている。

男女別でみると、男子では「盗み」「傷害・粗暴」が多く、女子では「家出外泊」「盗み」が多い。「家出外泊」「不良交友」「性的非行」「薬物」については、女子は男子より有意に高い値を示した。

### ②非行の集団化傾向



48%は複数で行われており、単独は 39%、混在は 9%であった。



グラフ2 年齢区分別非行内容

### ③相談経路・処遇

相談経路として最も多いのは(53%)警察からの通告で、そのうち 19%は身柄通告であった。家族からの相談が 32%、学校からの相談が 13%であった。

受理した事例のうち、19%の子ども、15%の保護者が面接要請に応じていなかった。非行相談においても虐待と同様に問題についての自覚のないことも多いため、拒否的な子どもや保護者への対応に工夫が求められている。20%の子どもが一時保護され、11%が児童自立支援施設に、4%が児童養護施設に入所となった。

### ④平成 14 年度以前の相談歴

平成 14 年以前に相談歴のあったものが約 4 分の 1 あり、相談内容としてはぐ犯行為 47%、触法行為 34%、養護相談 45% (うち虐待相談 20%) であった。養護相談の多さが目立ち、非行の背景に虐待や養育困難など何らかの養育機能の問題が示唆され、早期からの援助の必要性が窺われた。

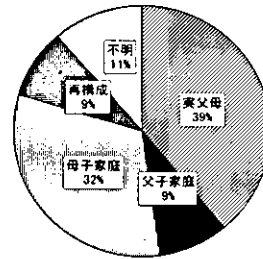
## (3)家族の状況

### ①家族構成

実父母家庭 39%、母子家庭 32%、父子家庭 9%、再構成家庭 9%で、ひとり親家庭(41%)の多さが顕著であった(グラフ 3)。

### ②家庭の経済状態

約 3 割は困窮家庭で、約 1 割は生活保護が支給されていた。

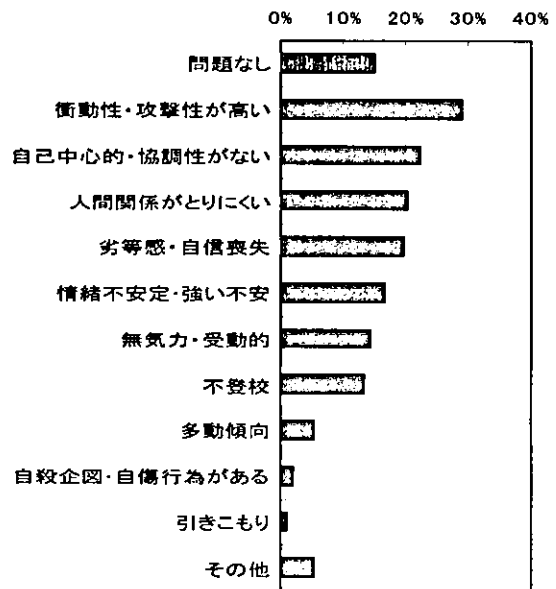


グラフ3 家族構成

## (4)子どもの状況

### ①子どもの心理的・精神的傾向

85%の子どもは、何らかの精神的問題を有しており、「衝動性・攻撃性が高い」「自己中心的・協調性がない」「人間関係がとりにくい」「劣等感・自信喪失」などの問題の出現率が高かった(グラフ 4)。



グラフ4 子どもの心理的・精神的傾向

### ②精神疾患の診断

精神疾患と診断されていたのは約 2 割で、具体的な疾患名としては、ADHD、精神遅滞、行為障害、広汎性発達障害等があげられていた。

## 2. 生育歴

### (1) 養育環境

#### ①施設入所の経験

乳児院入所経験のあった子どもは1%、児童養護施設は6%、児童自立支援施設は5%であった。

#### ②養育者の変更

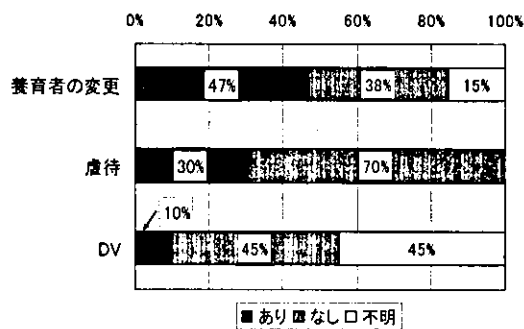
養育者の変更を経験した子どもは47%、変更がなかった子どもは38%、不明15%であった(グラフ5)。約4分の1は3歳未満に変更があった。回数としては1回のみの変更が66%で、2回の変更は18%、3回以上の変更は11%であった。

#### ③被虐待体験の有無

被虐待体験があった子どもは全対象児の30%であった(グラフ5)。いくつかの種類虐待を重複して受けていることが多く、身体的虐待を受けている子どもは被虐待体験のある子どもの78%、ネグレクトが73%、心理的虐待が50%、性的虐待が32%であった。

#### ④DVの有無

DV家庭で育った子どもは全対象児の10%、DVがなかった家庭45%、不明45%であった(グラフ5)。



グラフ5 養育者の変更・虐待・DVの有無

### (2) 養育者の心理的・器質的特徴

心身の健康について「問題ない」養育者は56%、「神経症・情緒的に不安定」9%、「人格障害・性格の偏り」9%、「アルコール(薬物)依存」5%、「知的障害」2%であった。

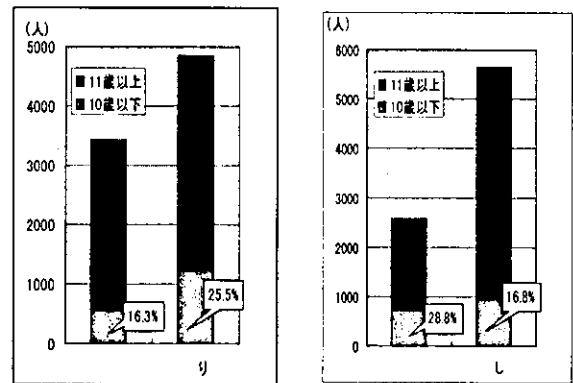
## 3. 調査時点での子どもの状況と援助の効果

調査時点で終結している事例が62%で、そのうち6割は、良好な状態で終結していた。継続中のケースは34%で、そのうち49%は援助の効果があったと判断されていた。

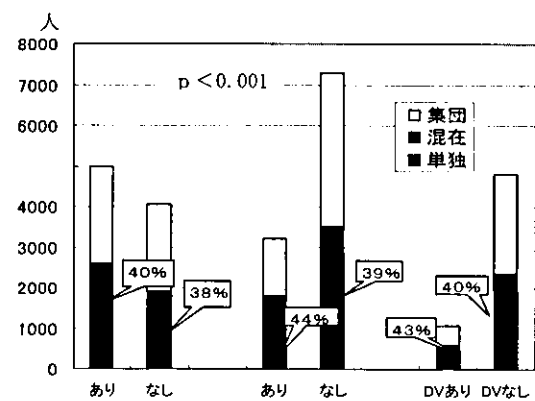
## 4. 養育者の変更・被虐待体験・DV家庭と非行との関係

### (1) 初発非行年齢との関係

グラフ6で示したように、養育者の変更のある子どもの方が、変更のない子どもと比べて、初発非行の年齢が10歳以下である確率が高かった( $p < 0.001$ )。被虐待体験のある群とDVのある群もそれぞれ「なし」群と比較して同様の傾向を示した(DV: 28.5% vs. 18.9%)。



グラフ6 養育上の問題と初発非行年齢



グラフ7 養育上の問題と非行の単独化傾向

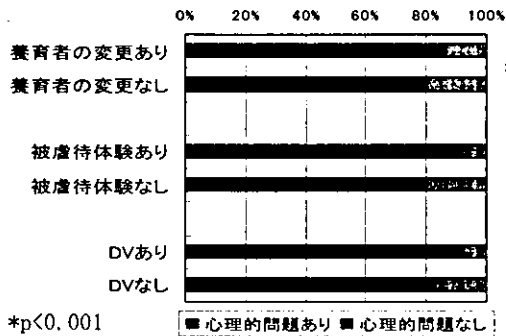
(2) 単独非行との関係

非行行動の集団化傾向と、養育上の問題との関係を見ると、いずれも「あり」群が「なし」群と比較して、非行が単独で行なわれる確率が高かった(グラフ7)。

(3) 心理的・精神的問題との関係

養育上の問題と心理的・精神的問題との関係を見ると、「あり」群は「なし」群に比べてより高率に心理的問題を抱えていた(グラフ8)。

被虐待体験を有している子どもの場合その差は顕著で、92%に心理的問題があった(グラフ8)。また、問題の種類別に比較してみると(グラフ9)、「無気力・受動的」を除いたすべての項目で有意に高い出現率を示していた。

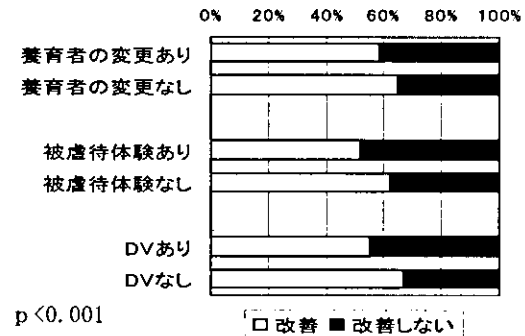


グラフ8 養育上の問題と心理的・精神的問題

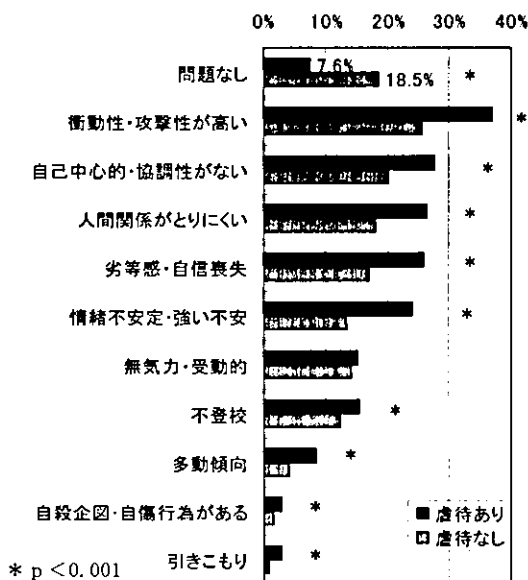
養育者の変更のあった子どもも、DV家庭で育った子どもも「なし」群との比較で同様の傾向を示した。項目別に見ると前者は、「自殺企図、自傷行為」「無気力・受動的」以外は有意に高い出現率を示し、後者は「無気力・受動的」「引きこもり」以外は有意に高い出現率を示した。

(4) 援助効果との関係

調査時点で良好な状態で終結していた群と、継続中の事例で援助効果があったと判断された群を足したものを「改善」群として、上述の養育上の問題の有無との関係を見た。グラフ10で示したように、「養育者の変更あり」「被虐待体験あり」「DVあり」はいずれも「なし」群と比べて有意に改善率が低かった。



グラフ10 養育上の問題と援助効果



グラフ9 虐待の有無と心理的・精神的問題

D. 考察

児童相談所の非行相談は14歳未満の子どもの非行対策において重要な役割を担っているが、全国レベルの詳しい調査研究は今まで行われておらず、実態について十分に把握されていたとはいえない状況であった。そのため今回行った全国調査は、児童相談所の非行相談に関する現状と課題を明らかにするために重要な情報を提供していると思われる。

1. 調査対象児の特徴

13歳をピークに中学生年代が多い。14歳以上の犯罪少年に対しては司法が関与するため、14歳以上は全体には減少傾向を示している。小学生以下の子どもは数からみると中学生年代に比べて圧倒的に少ないが、幼児期や小児期における非

行については児童相談所が第一義的な役割を担っていること、この年代の非行が重篤化しやすいこと<sup>1)</sup>を考えると、この年代の子どもの対応は重要である。次年度には幼児と小学校年代の子どもの非行相談についての分析を行いたい。

非行を行う子どもは心理的・精神的問題を有していることが多い(85%)ことが示され、約2割は精神疾患と診断されていることが明らかになり、医療との連携の必要性が示唆された。

## 2. 養育環境の特徴

ひとり親家庭が約4割と多く、約3割は経済的困窮の問題を抱えている。養育者の変更を経験した子どもが半数近く存在し、その約1/4は変更時期が3歳未満という結果であった。養育者との交流を通じて得られる安心と満足の体験が、人への信頼感などの人格の基礎を形作るこの時期に養育者との関係が断ち切られることの弊害は大きい。

また30%の子どもは虐待を受けており、10%はDV家庭で育っているなど、不適切な養育環境で育った子どもの多いことが示された。

## 3. 養育上の問題を有する子どもの非行の特徴

養育者の変更、虐待、DVの存在など不適切な養育環境で育った子どもの非行の特徴を調べてみると、初発非行年齢が10歳以下である確率が高く、単独で非行を行なうことが多く、高率に心理的・精神的問題を抱え、援助によって改善しにくいという傾向が明らかになった。

従来の研究から<sup>2)</sup>は、非行行動が小児期に始まった場合非行が重篤化しやすく、成人期の犯罪者や反社会的人格障害へと発展する確率が高いことが指摘されている。これらのことから早期に発見し、早期に虐待などの養育の問題を改善するような援助を開始することの重要性が示唆される。次年度更なる分析を試みる予定である。

## E. 結論

児童相談所において非行相談に関する全国調

査を行い、その特徴を明らかにすることを試みた。その中で、養育者の変更や虐待などを体験して、養育者との安定した関係が強く損なわれている子どもの姿が浮かび上がり、その援助の困難さが示された。

今年度は得られたデータの一部の分析をしたにすぎない。次年度には詳しい分析を行い、さらに特徴を明らかにするとともに、児童相談所が担える非行対策についても検討したい。

## F. 参考文献

- 1) Weiner, IB : Delinquent behavior. In : Psychological disturbance in adolescence. 2nd ed, Wiley & Sons, New York, 1992.

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

- 犬塚峰子, 伊東ゆたか, 柴崎喜久代等 : 児童相談所における子ども・家族のアセスメントに関する研究—児童相談所で保護した被虐待児の前方視的追跡調査. 厚生労働科学研究(子供家庭総合研究事業)「児童福祉機関における心理的アセスメントの導入に関する研究」平成15年度研究報告書, 2004.
- 犬塚峰子 : 子どもの人権とは. 市川宏伸等編, 子どものこころのケア, 永井書店, 東京, 2004.
- 犬塚峰子 : 家族再統合のための援助事業の試み. 児童虐待防止対策支援・治療研究会編, 子ども・家族への支援・治療するために—虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ. 日本児童福祉協会, 東京, 2004.
- 犬塚峰子 : 家族再統合—児童相談所での取り組み. 発達, 100(25) ; 24-30, 2004.
- 犬塚峰子 : 児童福祉における行為障害. 心の臨床 a'la·cart, 23 ; 396-401, 2004.

### 2. 学会発表

- 犬塚峰子 : 児童相談所における「家族再統合のための援助事業」の試み. 第10回日本子どもの虐待防止研究会, 2004.